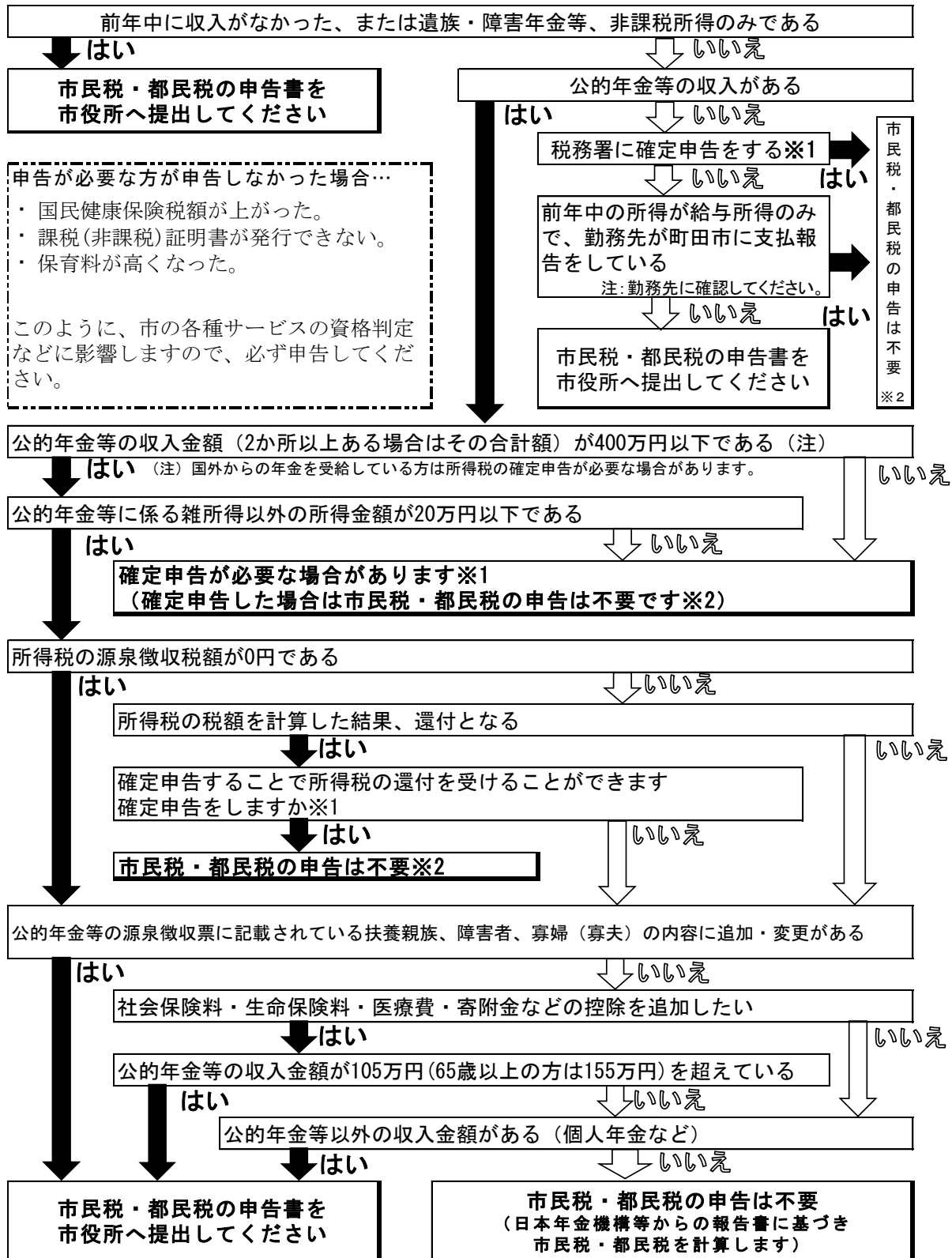


令和2年度 市民税・都民税申告のご案内

<はじめにお読みください>

今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記フロー図をご覧ください。申告が必要な方は、**3月16日(月)まで**に申告をしていただきますようお願いいたします。万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください。



※1 税務署への確定申告が必要な方の例

- ・給与(その全部が源泉徴収の対象となっているもの)を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・所得税の還付を受けられる方 等(詳しくは町田税務署<042-728-7211>にお問い合わせください。)

※2 上場株式等に係る所得について、所得税と市民税・都民税とで異なる課税方式を選択する場合は、市民税・都民税の申告が必要です。

申告書の提出期限は3月16日(月)です